

ち い き み っ ち ゃ く こ う か て き じ ょ う ほ う て い き ょ う
地域に密着した効果的な情報提供のしくみづくり

と う し ん
答 申

2010 (へいせい 平成22) ねん がつ 年1月

ち い き こ く さ い か す い し ん け ん と う い い ん かい
地域国際化推進検討委員会



と う き ょ う と
東京都

I	はじめに	1
II	都内外国人の状況、課題と外国人支援に関する取組	3
1	都内外国人の状況	3
2	これまでの外国人支援に関する取組	3
(1)	都の主な取組	
①	「在住外国人支援事業助成」	4
②	「地域の底力再生事業助成」	4
③	「東京都内在住外国人向けメディア連絡会」	4
④	防災知識の普及啓発	4
(2)	区市町村・東京都国際交流委員会及び区市町村国際交流協会等・外国人支援団体の取組	4
①	区市町村の取組	4
②	東京都国際交流委員会及び区市町村国際交流協会等の取組	5
③	外国人支援団体の取組	5
III	在住外国人等を取り巻く情報提供に関する現状と課題	6
1	地域の実情を踏まえた情報提供体制の未整備	6
2	外国人コミュニティやキーパーソンとの協力体制の欠如	7
3	外国人への迅速な情報提供体制の未整備	8
IV	在住外国人のための効果的な情報提供に向けて	10
1	都・東京都国際交流委員会・区市町村・外国人支援団体との連携	10
(1)	都の役割	10
(2)	東京都国際交流委員会の役割	10
(3)	区市町村の役割	11
(4)	外国人支援団体の役割	11
2	外国人コミュニティやキーパーソンの主体性を尊重し、地域で活躍できる環境づくり	11
(1)	外国人コミュニティやキーパーソンとの連携	11
(2)	地域で活躍できる環境づくり	12
(3)	キーパーソンの役割の啓発	12
3	情報提供体制の拡充	12
(1)	機動性の高い媒体を活用した多言語での情報提供	12
(2)	多角的な情報提供によるシナジー効果	13
(3)	外国人コミュニティやキーパーソンを通じた情報提供の実施	13
(4)	効果的な行政情報提供	13
V	おわりに	15
	付属資料	17
	地域国際化推進検討委員会設置要綱	19
	地域国際化推進検討委員会委員名簿	21
	地域国際化推進検討委員会検討経過	22
	世帯と人口	23
	区市町村別主要10か国外国人登録人口	26
	都内国籍別外国人登録人口	27
	滞在期間に応じた外国人の類型別情報伝達ルート	28

I はじめに

都内の外国人登録者は平成21年4月現在で41万人を超え、都内人口の約3.2%を占めるまでとなった。今後のグローバル化の進展、少子化による人口減少などの要因から、この割合は今後も増加すると見込まれている。これら外国人(注1)の多くは、就労や婚姻等で日本に生活の拠点を置き、定住化傾向が進んでいる。一方、言語障壁の問題によるコミュニケーション能力の不足、文化や生活習慣等の違いに関する相互理解の不足などの問題が浮き彫りになっており、実効性の高い支援が求められている。

このような状況の中、国では今年1月に定住外国人施策推進会議において定住外国人に対する、教育、雇用、情報提供などにおける支援を内容とする「定住外国人支援に関する当面の対策について」をとりまとめた。今年4月には、景気悪化が定住外国人の生活に及ぼす影響の大きさを踏まえて、経済危機対策についても追加的な施策として実施する「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめ、定住外国人に対する支援を充実させた。

東京都においても多言語による各種情報の提供をはじめ、外国人を支援する民間団体が実施する日本語教室や生活相談、情報提供事業への助成、町会・自治会が実施する地域の外国人参加交流促進事業への助成など、さまざまな外国人支援施策を実施し、外国人が暮らしやすい環境づくりに取り組んできた。

今後の定住化傾向を考えると、外国人を単に支援するのみでなく、日本人と外国人が地域の住民として互いに認め合い、地域社会で共生するための社会づくりが必要であり、外国人も地域の一員として活躍できるような環境づくりと、全ての外国人へ効果的に情報が行き渡る体制の構築が重要である。

このような背景を踏まえて、地域国際化推進検討委員会では、東京都から「地域に密着した効果的な情報提供のしくみづくり」について諮問を受け、今日まで3回の委員会を開催し、検討を行った。

委員会では、外国人が暮らしやすい地域づくりのために、東京都、区市町村、外国人支援団体が地域の特性に応じた情報提供を効果的に行うための役割と、具体的な施策について議論し、地域に密着した効果的な情報提供の取組として提言

をまとめた。

この提言を契機として日本人と外国人が地域の住民として互いに認め合い、地域社会で共生するための社会づくりへの一助となることを期待したい。

ちゅう がいこくじん
(注1)外国人

本答申では、外国人登録者等日本国籍を有しない者を主に対象にしているが、日本国籍を有する外国出身者も含める場合がある。

II 都内外国人の状況、課題と外国人支援に関する取組

1 都内外国人の状況

現在、都内には、170以上の国・地域の外国人が各地域に居住しており、外国人登録者数が全国で1位である。都の総務局の統計によれば、都内の外国人登録者数は2004年から2009年の5年間で約5万人増加し、全国増加数の約20%を占める。こうした外国人都民を国籍別の割合で見ると、中国(37%)、韓国・朝鮮(28%)、フィリピン(8%)、米国(5%)、インド(2%)の順となり、中国、韓国・朝鮮が占める割合が約7割である(巻末資料参照)。

一方、法務省入国管理局の「在住外国人統計」から都内の外国人登録者の在留資格別の状況を見ると、留学、家族滞在、人文知識・国際業務(注2)の資格による在留が多い。特に全国の中で留学の割合が高く、増加傾向にある。永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の長期滞在者は約5割である。

在住外国人に生じている問題として、身近な外国人支援団体の存在を含めた生活情報が十分外国人に伝わっていないことや情報の入手先がわからないことなどが挙げられる。今後の課題として、日本人との交流・相互理解と言語障壁の問題及び在住外国人に確実に情報を伝達する体制づくりが挙げられる。

(注2) 人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約に基づいて行う、法律学、経済学、社会学、その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務または、外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動。

2 これまでの外国人支援に関する取組

(1) 都の主な取組

都では、外国人支援に関して、主に次のことに取り組んでいる。

① **在住外国人支援事業助成(平成20年度に整備)**

在住外国人が平常時から安心して日常生活を営む環境を確保するために、民間の外国人支援団体が行うコミュニケーション支援や生活支援、普及啓発事業に助成を行っている。

② **地域の底力再生事業助成(国際交流事業については平成21年度に実施)**

町会・自治会が地域住民や団体とのつながりを強めて、地域力を向上させるための先駆的な取組などの事業に対し、助成を行っている。平成21年度には、町会・自治会の活動に地域の外国人が参加・交流を促進する事業も対象とした。

③ **「東京都在住外国人向けメディア連絡会」(平成16年度より設置)**

「東京都在住外国人向けメディア連絡会」を設置し、災害時に防災情報を円滑に提供できるよう、都内のエスニック・メディアが参加する連絡会議を開催し、情報を伝達している。

④ **防災知識の普及啓発(平成18年度より実施)**

都の防災ホームページにおいて、英語による防災情報を提供しているほか、区市町村や関係機関等に防災DVDの配布や防災リーフレットを配布し、防災知識の普及啓発に努めている。

(2) **区市町村・東京都国際交流委員会及び区市町村国際交流協会等・外国人支援団体の取組**

① **区市町村の取組**

区市町村では、行政サービスに関する情報を広報紙、冊子、リーフレット、インターネット等により、多言語で提供している。英語、中国語、韓国・朝鮮語が多いが、スペイン語、ポルトガル語等で情報提供しているものもある。

また、行政による外国人相談については、生活一般相談が主流であるが、医療・労働相談など、分野別の相談も実施されている。

この他、日本語教育、適応指導等の推進、民間の国際交流・協力団体

等への支援・連携などの取組を行っている。

② 東京都国際交流委員会及び区市町村国際交流協会等の取組

東京都国際交流委員会では、多言語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語)による生活情報を、ホームページに掲載して周知を図っている。

さらに、最近の災害状況を踏まえ、外国人のニーズに対応できる、多言語でわかりやすい災害に関する問い合わせマニュアルを作成した。

この他、都とNGOが対等な立場で意見交換及び情報交換を行うことにより、パートナーシップの形成を図り、国際交流及び国際協力並びに国際化推進に資する「国際交流・協力TOKYO連絡会」を東京都と合同で実施している。

区市町村国際交流協会等では、地域の実情に応じた国際理解を深めるための啓発講座や国際交流イベントなど、日本人と外国人との交流を深める事業を実施している。

また、外国人相談窓口、日本語教室、多言語での情報提供など、外国人支援事業について取り組んでいる。

③ 外国人支援団体の取組

都内外国人支援団体(注3)の状況は、日本語教室、情報提供や交流支援等を行っている団体が235団体あり、在住外国人が多い区部に多く存在している。

支援団体の活動内容は、外国人が求める、日本人との交流・相互理解、日本語の問題、生活情報となっている。日本語教室を実施しながら、文化や生活習慣の伝達・生活相談にも対応している団体が多い。また、災害時の外国人支援についても現地での活動や翻訳活動等、積極的にやっている団体も多い。

(注3)外国人支援団体

外国人支援活動を行っている財団法人、社団法人、NPO法人等の他、NPO、NGO、ボランティアグループ等の任意団体を指す。

Ⅲ 在住外国人等を取り巻く情報提供に関する現状と課題

行政は外国人支援として様々な施策を行ってきているが、これらの情報が外国人に十分伝わっておらず、生活上の問題を抱えたまま暮らしているケースが多い。また、生活に直結している地域の情報が上手く伝わっていない側面もあり、今後は、外国人に情報を着実に届けるための効果的な対応が必要となっている。具体的な課題としては、以下のとおりである。

1 地域の実情を踏まえた情報提供体制の未整備

都内に在住する外国人は、在留資格や国籍等が多種多様であり、それぞれの立場によって、行政に求めるものも一様ではない。外国人の中には、出身国ごとにコミュニティを形成し、同じコミュニティに属する人同士での交流や情報交換を行っている場合もある。しかし、国によってはコミュニティをつくらず、外国人学校などの団体から情報を得ているなど、国籍等により在住外国人が情報を入手する方法に違いがあるため、地域の外国人の特性に応じた対応が必要である。

また、在住外国人の多くは地域住民との関わりがないため、生活に密着した地域情報が入ってこない場合がある。日常住んでいる地域の中で、日本人と外国人との相互間で情報を共有していくには、日本人が外国人を理解し、受け入れる体制を強化すると同時に、外国人が日本の文化や生活習慣を学び、共に連携を深めながら地域社会を築いていくことが重要である。

一方、在住外国人の状況は3年程度の期間で変わる場合が多いため、それに対応して地域社会の状況や、住民の意識も変わる。この流れを把握し、効果的な情報提供を可能とするしくみづくりが重要となっている。

外国人支援という枠組みを超え、外国人も都民として地域に参加し、どのような情報を必要としているかを行政に伝えることによって、行政情報のみでなく、外国人が必要としている地域情報や生活情報も含めた効果的な情報提供体制を構築することが課題となっている。

2 外国人コミュニティやキーパーソンとの協力体制の欠如

行政が提供している情報が外国人に行き渡っていない状況を解消するため、文化や生活習慣等の違いに関する相互理解不足の解消や、地域社会で日本人と外国人が、お互いを積極的に受け入れる風土を醸成するために活躍できる人物が必要である。このため、都は外国人コミュニティ(注4)やキーパーソン(注5)を把握し、行政と外国人住民等の橋渡しとコミュニケーションの拠点として協力関係を得られるように働きかけることが急務である。

しかし、都内におけるキーパーソンの把握は困難となっており、区市町村や国際交流協会などでも、外国人への情報提供については、広報やホームページなどが中心であり、外国人コミュニティやキーパーソンを介した情報提供はごく一部の地域しか行われていないのが実情である。

民間団体のうち、日本語教室では、情報交換会、親睦会や学習者への情報提供及び、学習者と教師または学習者同士の意見交換や支援などにより、コミュニティ的な機能を果たしている教室が多いため、日本語教室スタッフ、日本語指導員、学習者など、教室内にキーパーソンとなり得る人がいるところが多い。効果的な情報提供を行い、双方向の連携体制を構築するために、このような外国人コミュニティの核となる情報収集拠点と協力関係をつくる必要がある。

また、外国人キーパーソンだけでは地域内において共生するための活動ができないため、町会・自治会などの日本人キーパーソンとの協働が重要である。

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのため、日本人と外国人が共に都民として地域づくりを行っていくことが課題である。

(注4)外国人コミュニティ

日本国内で暮らす外国出身者が、出身国、言語、民族、宗教などの繋がりにより集まり、交流や情報交換、相互扶助などを行うグループ。

ちゅう きーばーそん (注5) キーパーソン

にほんじん がいこくじん と がいこくじんこみゆにてい なか めんばー せいかつそう
日本人、外国人を問わず、外国人コミュニティの中で、そのメンバーの生活相
だん 談にのるなどして、がいこくしゅしんしゃ じょうほうていきょう ちゅうしんてき やくわり にな ひと
談にのるなどして、外国出身者への情報提供の中心的な役割を担っている人。

3 がいこくじん じんそく じょうほうていきょうたいせい みせいび 3 外国人への迅速な情報提供体制の未整備

げんざい たげんご じょうほう ふりーぺーぱー かみべーす じょうほうし しんぶんとう
現在、多言語の情報、フリーペーパーなどの紙ベースの情報誌、新聞等に
くわ え いんたーねっと らじお たようばいたい つう ていきょう ざい
加え、インターネットやラジオなど多様な媒体を通じて提供されており、在
じゅうがいこくじん じゅうよう じょうほうげん かくばいたいどうし りんく
住外国人にとって重要な情報源となっている。各媒体同士がリンクし、それ
ぞれの情報外国人に周知できるなど、複数の媒体同士のシナジー効果が期待
じょうほう がいこくじん しゅうち ふくすう ばいたいどうし しな じーこうか きたい
できる。このようなシナジー効果や各メディアの利用状況なども踏まえ、迅
そく じょうほうていきょう おこな たよう じょうほうばいたい つーる かつよう こうか
速な情報提供を行うには、多様な情報媒体をツールとして活用することも効果
てき かんが
的と考える。

また、おほ がいこくじん かにゅうでんわ けいたいでんわ かつよう じつたい
多く、多くの外国人は加入電話よりも、携帯電話を活用している実態があり、
たげんご けいたいでんわ さいと めーるさーびす かいし ぎょうせい みんかんだんたい みんかん
多言語での携帯電話サイトやメールサービスを開始する行政や民間団体、民間
じぎょうしゃ ぞうか
事業者が増加している。

えすにっく・メディアでも けいたいでんわ かつよう じょうほうていきょう こうかてき
エスニック・メディアでも携帯電話を活用した情報提供が効果的であること
から、さいと めーるさーびす じゅうじつ おお ちゅうこくじんむ
から、サイトやメールサービスを充実させているところが多い。中国人向けの
じょうほう ていきょう めでいあ せいかつ ひつよう じょうほう ちゅうこくご
情報を提供しているメディアでは、生活に必要なさまざまな情報を中国語で
ていきょう けいたさいと かいせつ ひじょう おお とうろくしゃ かくほ さ
提供する携帯サイトを開設しており、非常に多くの登録者を確保している。サ
いとない けいじばん たすう ちゅうこくじん じょうじせいかつそうだん かつよう
イト内の掲示板は多数の中国人が、常時生活相談などで活用している。

けいたいでんわ かつよう じょうほうていきょう たいむりー じょうほう かくじつ ざいじゅうがいこくじん
携帯電話を活用した情報提供は、タイムリーな情報を確実に在住外国人に
とど 届けられ、かぞく しゅうい ひと じょうほう はきゅう てん おお こうか こ
届けられ、家族など周囲の人にも情報が波及する点で大きな効果がある。コ
みゆにてい がいこくじん どうこくじん せいかつそうだん おこな ば き
コミュニティのない外国人にとっては、同国人と生活相談も行える場となり、貴
ちゅう じょうほうげん いんたーねっと りんく ほか たげんご じょうほう あんない
重なる情報源になる。また、インターネットのリンクで他の多言語情報を案内
するなど、さらにかつよう かんが ざいじゅうがいこくじん やくだ じょう
に効果的な活用も考えられる。在住外国人にとって役立つ情
ほう じんそく にゅうしゅ めりつと い とりくみ けんとう
報が迅速に入手できるので、そうしたメリットを活かした取組を検討すること
もと
が求められる。

また、くしちやうそん みんかんだんたい みんかん じぎょうしゃ がいこくじんこみゆにてい きーばー
また、区市町村、民間団体、民間事業者、外国人コミュニティやキーパー

そん、えすにっくめでいあとうれんけい
ソン、エスニック・メディア等と連携して、より効果的な情報提供のあり方に
ついて常に意見交換する場をつくる必要である。

IV 在住外国人のための効果的な情報提供に向けて

地域に密着した効果的な情報提供を実現させるためには、外国人が暮らしやすい地域づくりの実現に向けて、情報提供の仕組みや伝達方法、外国人が必要としている情報の把握など、日本人と外国人が共に考え、検討することが重要である。さらに、多言語での情報伝達媒体の活用などにより、より効果的な情報提供が可能となる。具体的には次のとおりである。

1 都・東京都国際交流委員会・区市町村・外国人支援団体との連携

都と国際交流委員会を核とし、区市町村・交流協会・外国人支援団体と連携して、地域の特性に応じた情報提供を行っていくことが求められる。このような視点に立って、都・東京都国際交流委員会・区市町村・外国人支援団体の役割をまとめると以下のとおりである。

(1) 都の役割

都においては、在住外国人が必要としている情報を集約し、区市町村等に必要な情報を提供するなど、情報提供体制の充実、強化を図る。

なお、在住外国人が必要としている情報について外国人コミュニティやキーパーソンとの連絡会などを通じて情報収集し、外国人支援団体を含め広く関係機関に情報提供する。

また、区市町村や外国人支援団体などが相互間で自主的にネットワークを形成することを、促進・支援していく。

(2) 東京都国際交流委員会の役割

東京都国際交流委員会では、外国人に役立つ情報や支援団体の情報、各団体のイベント情報を集約し、ホームページに掲載しているが、更に外国人が必要としている情報を加えていくことが必要である。これらの情報を迅速に区市町村、交流協会、外国人支援団体に情報提供していくとともに、これらの団体に対する人材育成支援の充実や共同事業の拡充など、連携強化の核としての役割を果たしていくことが求められる。

(3) 区市町村の役割

区市町村では、都から得た外国人の意見などを施策の参考とし、外国人支援団体、町会・自治会、在住外国人と連携し、地域の実情にあった支援策を効果的に実施する。

また、地域のイベントや町会・自治会が行う活動に外国人が参加し、地域住民との交流を促進できるよう、多言語で情報を発信する体制を整えることで、地域住民が外国人を受け入れる姿勢と、理解を得ることができる。このような体制づくりが日頃から顔の見える関係の構築につながり、生活に密着した情報についても外国人に届けられる環境を確保することができる。

(4) 外国人支援団体の役割

民間団体では、日本語教室や相談窓口等の場を活用して、外国人が日本で暮らす上で必要となる日本社会の習慣やマナーなどの基本的な知識から行政情報に至るまで、提供することが求められている。また、外国人が地域の活動に参加できるよう、行政と連携して参加促進を外国人に働きかけることも期待される。

2 外国人コミュニティやキーパーソンの主体性を尊重し、地域で活躍できる環境づくり

(1) 外国人コミュニティやキーパーソンとの連携

都が地域住民や在住外国人も参加した情報提供に取り組むためには、都内で活動する外国人コミュニティやキーパーソンと連携を図っていくことが重要である。その際には、外国人コミュニティやキーパーソンとの連絡会を設け、相互に情報交換を行うとともに、連絡会のメンバーを通じて、各メンバーが日頃接する外国人に対して、行政情報や生活情報を伝えていくことが効果的である。

また、連絡会で得られた外国人コミュニティやキーパーソンからの情報を、都から区市町村に伝達し、区市町村は今後の施策の参考として情報を活用する。

(2) 地域で活躍できる環境づくり

外国人コミュニティやキーパーソンを通じた外国人と行政や地域住民との双方向のコミュニケーション実現に向けて、都は外国人コミュニティやキーパーソンの主体性を尊重し、地域で活躍できる環境づくりや事業のあり方について検討する。

例えば、日本人と外国人が一体となった地域コミュニティづくりの一助として、町会・自治会の活動への外国人の参加・交流を促進する事業に支援を行うなど、町会・自治会と外国人が結びつくような働きかけを行うことが効果的である。

(3) キーパーソンの役割の啓発

外国人と日本人が日頃から顔の見える関係を構築していくために、外国人が多く住む地域等の日本人住民に対し、地域の外国人を理解し、受け入れるための啓発を行うとともに、外国人に対しても、キーパーソンとしての役割の啓発を行うことが重要である。このため、キーパーソンとしての知識・ノウハウを身に付けられるよう、研修会や支援事業等を実施することが必要である。

3 情報提供体制の拡充

外国人に適切に情報提供を行うための体制を整備し、日本語の情報を多言語でわかりやすく迅速に提供する取組が必要である。

(1) 機動性の高い媒体を活用した多言語での情報提供

現在、多言語で発行される様々な情報伝達媒体が存在する中で、特に在住外国人が多く利用する携帯電話を活用した情報提供が有効である。中でも、外国人が事前に登録することで、様々な情報を届けることができるメールサービスは、画面の都合上一度に大量な情報は掲載できないが、他の多言語情報の存在を周知でき、入手方法を紹介することで、外国人に知られていないサービスを案内することができる。

行政や民間団体が実施している多言語情報の紹介などの他、生活に便利

な情報も届けることができる。

多言語で携帯電話サービスを行うには、配信システム料や翻訳経費が掛かるが、確実に多言語情報を外国人に届ける手段として活用する効果は高い。

メールサービスを取り入れるには、メールアドレスを効果的に把握する手段や、個人情報管理についての手法などを検討することが必要である。

(2) 多角的な情報提供によるシナジー効果

情報伝達媒体は、各媒体が他の媒体の存在をPRすることなどで、シナジー効果が生まれ、高い成果が得られる。各媒体の役割や情報量などを把握し、複数組み合わせることが重要である。留学生であれば、メーリングリストの活用が効果的な情報伝達であるなど、相手の立場による使い分けも考慮し、新聞や雑誌などのエスニック・メディア、ホームページ、メーリングリストなど、複数の組み合わせも考慮して活用することが不可欠である。

(3) 外国人コミュニティやキーパーソンを通じた情報提供の実施

外国人の中には、都・区市町村・国際交流協会・民間団体等からの情報が届いていない現状もあり、外国人コミュニティやキーパーソンから情報提供することが、着実に情報が届けられるという点から有効だと考えられる。そのため、それぞれが連携して各地域の実情に合わせたネットワークをつくり、効果的な情報提供を実施する必要がある。

(4) 効果的な行政情報提供

外国人への情報提供については、個人やメディア、行政、地域コミュニティなどの様々な伝達ルートがあり、滞在期間に応じて必要とする情報が異なってくるので、情報提供の内容は多種多様である(※)。効果的に情報提供するためには、こうした多様性に応じた対策が必要である。

行政が作成している外国人向け情報資料は、外国人の資料入手経路に着目し、都内の入国管理局や外国人登録窓口で必要な資料を一括して渡すとともに、外国人に対してどのような行政情報があるか、必要な情報はどこで得られるかなどの情報の一覧を渡すなど、外国人が情報を入手しやすい場所において確実に提供できる具体的な取組が求められる。

また、都においては、庁内各局との連携を図って行政情報の効果的な提供に取り組むことが求められる。そのためには、庁内横断的に各局が抱えている課題を共通認識し、外国人施策について検討することが必要である。

(※) 別紙「滞在期間に応じた外国人の類型別情報伝達ルート」を参照

V おわりに

今後都内に暮らす外国人住民の更なる増加が予想されるが、都においては、生活者としての外国人が暮らしやすい地域社会の実現が求められている。

このため、都や区市町村、外国人支援団体等の効果的な情報提供体制構築に向けた連携の強化、外国人の地域社会への参加促進の取組、メディアミックスによる効果的な情報提供など、本答申に示された提言の実現が求められる。

今後、都が東京に住む外国人と顔の見えるネットワークを広げていき、要望や意見を把握し、外国人住民施策に反映させることで、外国人が自立し、国籍などの違いを超えて地域社会に参画できる、多文化共生社会の実現への基盤づくりを推進していくことが望まれる。

本答申を契機に、多様な文化的背景をもった都民がお互いの文化や価値観の違いを認め合いながら、共に地域を担い、支えあう社会づくりに向け、行政と民間が一体となった取り組みを進めていくきっかけになれば幸いである。

付 属 資 料
ふ ぞく し りょう

地域国際化推進検討委員会設置要綱

平成13年6月15日
13生文振国第147号
生活文化局長決定
改正 平成18年3月31日
17生文振事第603号
改正 平成19年3月30日
18生都管法第1714号

(設置目的)

第1 外国人もより住やすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、地域国際化推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、生活文化スポーツ局長の諮問に応じて、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、同局長に助言する。

(構成)

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等から、生活文化スポーツ局長が依頼する14人以内の委員で構成する。

(委員任期)

第4 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(召集)

第6 委員会は、委員長が召集する。

(公開等)

第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)
第8 委員会の庶務は、生活文化スポーツ局都民生活部において処理する。

(補則)
第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化スポーツ局長が定める。

附則
この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ち いきこくさい か すいしんけんとう い いんかい い いんめい ほ
地域国際化推進検討委員会委員名簿

ごじゅうおんじゅん けいしゅうりやく
 (五十音順、敬称略)

	し 氏 めい 名	せいべつ 性別	しゅつ 出身 しん 国	げん 現 しよく 職
1	あら き こう いち 荒 木 浩 一	おとこ 男	に ほん 日 本	しゃだんほうじん でん き つうしん じ ぎょうしゃきょうかいぎょう む ぶ ちょう 社団法人電気通信事業者協会業務部長
2	おお いし な な 大 石 奈 々	おんな 女	に ほん 日 本	こくさいきりすときょうだいがくきょうようがく ぶ じょうきゅうじゅんきょうじゅ 国際基督教大学教養学部上級准教授
3	かわ しま ろ い す 川 嶋 ロイス	おんな 女	べい こく 米 国	ほんやくぎょう みなと く こくさいこうりゅうきょうかい かい いん 翻訳業、港区国際交流協会会員
4	かわしま ろ し ー た 河島 ロシータ	おんな 女	ふ い り び ん フィリピン	か う ん せ ら ー カウンセラー
5	きむ くん ひ 金 根 熙	おとこ 男	だい かん みる こく 大韓民国	かぶしきがいしゃかんこくひろ ば だいひょうとりしまりやくしゃちょう 株式会社韓国広場 代表取締役社長
6	じゅー こう えん 翟 高 燕	おんな 女	ちゅう こく 中 国	けいおうだいがくはくし か てい 慶応大学博士課程
7	たん まう ら に 丹 マウラニ	おんな 女	い ん ど ね し あ インドネシア	ほうじんざいにちがいこくじんじょうほう せ ん た ー り じ NPO法人在日外国人情報センター・理事
8	ほそ かわ とし ゆき 細 川 年 幸	おとこ 男	に ほん 日 本	いたばし く ぶん か こくさいこうりゅう か ちょう 板橋区文化・国際交流課長
9	やま わき けい ぞう 山 脇 啓 造	おとこ 男	に ほん 日 本	めい じ だいがくこくさい に ほんがく ぶ きょうじゅ 明治大学国際日本学部教授
10	わん ふい ちん 王 慧 権	おんな 女	ちゅう こく 中 国	ほうじん た ぶん か きょうせい せ ん た ー とうきょう だいひょう NPO法人多文化共生センター東京・代表

ち い き こ く さ い か す い し ん け ん と う い い ん か い け ん と う け い か
地 域 国 際 化 推 進 検 討 委 員 会 検 討 経 過

へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ
 (平成21年 9月～平成22年 1月)

かい 回	ねん がつ び 年 月 日	ぎ だい 議 題
だい かい 第 1 回	へいせい ねん がつ にち 平成21年 9月29日	し も ん い け ん こ う か ん 諮問、意見交換
だい かい 第 2 回	へいせい ねん がつ にち 平成21年 12月 3日	と う し ん こ っ し と う し ん そ あ ん 答申骨子、答申素案
だい かい 第 3 回	へいせい ねん がつ にち 平成22年 1月27日	と う し ん ち い き み つ ち ゃ く こ う か て き じ ょ う ほ う て い 答申「地域に密着した効果的な情報提 きょう 供のしくみづくり」

世帯と人口

平成21年10月1日現在

地 域	人口総数 (A + B)	住 民 基 本 台 帳				外国人 登録人口 (B)	前月人口 総数との 増減
		世帯数	人 口				
			総数(A)	男	女		
総数	13 007 314	6 277 901	12 590 678	6 251 338	6 339 340	416 636	3 770
区 部	8 850 269	4 423 267	8 502 933	4 209 567	4 293 366	347 336	1 708
市 部	4 068 735	1 814 973	4 000 362	1 997 560	2 002 802	68 373	2 135
郡 部	59 794	24 442	59 095	29 803	29 292	699	△ 19
島 部	28 516	15 219	28 288	14 408	13 880	228	△ 54
区 部	8 850 269	4 423 267	8 502 933	4 209 567	4 293 366	347 336	1 708
千代田区	49 908	26 007	47 177	23 299	23 878	2 731	129
中央区	118 280	65 484	113 326	54 106	59 220	4 954	368
港区	222 995	114 673	201 171	93 982	107 189	21 824	109
新宿区	317 542	169 935	282 549	141 554	140 995	34 993	787
文京区	196 671	101 949	189 426	90 546	98 880	7 245	318
台東区	179 190	92 506	166 903	85 512	81 391	12 287	153
墨田区	247 160	123 415	237 629	119 469	118 160	9 531	137
江東区	465 442	221 582	445 571	222 687	222 884	19 871	464
品川区	359 892	189 750	347 917	171 175	176 742	11 975	48
目黒区	261 005	140 295	253 195	118 687	134 508	7 810	△ 158
大田区	693 800	345 341	674 927	339 725	335 202	18 873	△ 291
世田谷区	848 174	433 895	832 205	398 108	434 097	15 969	△ 41
渋谷区	206 391	117 303	196 084	92 856	103 228	10 307	△ 590
中野区	312 483	176 571	300 293	150 761	149 532	12 190	△ 255
杉並区	539 657	292 876	528 112	254 591	273 521	11 545	△ 432
豊島区	262 904	143 930	244 580	123 425	121 155	18 324	157
北区	335 426	168 118	319 313	158 816	160 497	16 113	△ 93
荒川区	202 258	94 295	186 779	93 605	93 174	15 479	△ 175
板橋区	536 404	266 038	518 216	258 950	259 266	18 188	101
練馬区	706 941	332 746	693 078	343 011	350 067	13 863	157
足立区	664 160	300 126	640 762	324 418	316 344	23 398	93
葛飾区	446 437	203 187	431 987	217 606	214 381	14 450	426
江戸川区	677 149	303 245	651 733	332 678	319 055	25 416	296

世帯と人口一統

平成21年10月1日現在

地 域	人口総数 (A + B)	住 民 基 本 台 帳			外 国 人 登 録 人 口 (B)	前 月 人 口 総 数 と の 増 減	
		世 帯 数	人 口				
			総 数 (A)	男			女
市 部	4 068 735	1 814 973	4 000 362	1 997 560	2 002 802	68 373	2 135
八 王 子 市	560 631	242 995	551 354	278 004	273 350	9 277	329
立 川 市	178 151	81 815	174 467	87 406	87 061	3 684	△ 52
武 蔵 野 市	137 551	70 694	135 127	65 203	69 924	2 424	37
三 鷹 市	180 005	87 611	176 901	87 438	89 463	3 104	107
青 梅 市	139 744	58 639	138 192	69 732	68 460	1 552	△ 61
府 中 市	249 893	114 511	245 389	125 484	119 905	4 504	595
昭 島 市	113 227	49 373	110 981	56 005	54 976	2 246	24
調 布 市	220 875	106 803	216 846	107 685	109 161	4 029	128
町 田 市	422 112	177 344	416 664	205 961	210 703	5 448	224
小 金 井 市	113 738	53 682	111 383	55 479	55 904	2 355	△ 30
小 平 市	183 889	81 595	179 650	89 359	90 291	4 239	98
日 野 市	176 586	78 584	174 118	88 304	85 814	2 468	143
東 村 山 市	151 838	66 971	149 570	74 076	75 494	2 268	218
国 分 寺 市	118 209	54 798	116 479	58 186	58 293	1 730	△ 35
国 立 市	74 364	34 487	72 907	36 148	36 759	1 457	21
福 生 市	60 696	27 796	58 234	29 413	28 821	2 462	△ 1
狛 江 市	77 210	37 937	76 227	37 481	38 746	983	△ 67
東 大 和 市	83 466	34 817	82 412	41 066	41 346	1 054	△ 13
清 瀬 市	73 733	32 330	72 689	35 355	37 334	1 044	11
東 久 留 米 市	116 619	50 239	114 848	56 905	57 943	1 771	112
武 蔵 村 山 市	71 084	28 262	69 862	35 147	34 715	1 222	34
多 摩 市	148 021	65 534	145 714	72 490	73 224	2 307	58
稲 城 市	83 044	34 505	81 921	41 689	40 232	1 123	35
羽 村 市	57 491	23 732	55 809	28 473	27 336	1 682	△ 12
あ き る の 野 市	81 865	32 273	81 216	40 766	40 450	649	106
西 東 京 市	194 693	87 646	191 402	94 305	97 097	3 291	126

世帯と人口一統

平成21年10月1日現在

地 域	人口総数 (A + B)	住 民 基 本 台 帳				外 国 人 登 録 人 口 (B)	前 月 人 口 総 数 と の 増 減
		世 帯 数	人 口				
			総 数 (A)	男	女		
※ 町 村 部	88 310	39 661	87 383	44 211	43 172	927	△ 73
西 多 摩 郡	59 794	24 442	59 095	29 803	29 292	699	△ 19
瑞 穂 町	34 348	13 604	33 763	17 269	16 494	585	△ 8
日 出 町	16 269	6 652	16 188	8 044	8 144	81	6
檜 原 村	2 801	1 235	2 790	1 387	1 403	11	△ 9
奥 多 摩 町	6 376	2 951	6 354	3 103	3 251	22	△ 8
島 部	28 516	15 219	28 288	14 408	13 880	228	△ 54
大 島 支 庁	14 223	7 264	14 162	7 038	7 124	61	△ 11
大 島 町	8 839	4 856	8 788	4 386	4 402	51	△ 6
利 島 村	296	163	295	163	132	1	△ 1
新 島 村	3 064	1 388	3 059	1 475	1 584	5	△ 3
神 津 島 村	2 024	857	2 020	1 014	1 006	4	△ 1
三 宅 支 庁	3 172	1 916	3 134	1 689	1 445	38	△ 14
三 宅 村	2 861	1 743	2 824	1 520	1 304	37	△ 15
御 蔵 島 村	311	173	310	169	141	1	1
八 丈 支 庁	8 635	4 712	8 521	4 306	4 215	114	△ 18
八 丈 町	8 458	4 602	8 346	4 200	4 146	112	△ 19
青 ヶ 島 村	177	110	175	106	69	2	1
小 笠 原 支 庁	2 486	1 327	2 471	1 375	1 096	15	△ 11
小 笠 原 村	2 486	1 327	2 471	1 375	1 096	15	△ 11

※ 町村部は、西多摩郡と島部を含む地域である。

<参考> 前月及び前年同月との比較

地 域	人 口			前 月 と の 比 較		前 年 同 月 と の 比 較	
	平成21年10月1日	平成21年9月1日	平成20年10月1日	増 減 数	増(△) 減率	増 減 数	増(△) 減率
				%		%	
総 数	13 007 314	13 003 544	12 917 456	3 770	0.03	89 858	0.70
区 部	8 850 269	8 848 561	8 784 676	1 708	0.02	65 593	0.75
市 部	4 068 735	4 066 600	4 044 222	2 135	0.05	24 513	0.61
郡 部	59 794	59 813	59 751	△ 19	△0.03	43	0.07
島 部	28 516	28 570	28 807	△ 54	△0.19	△ 291	△1.01

◇◇連絡先 東京都総務局統計部人口統計課 電話 (03) 5321-1111 内線25-512◇◇

第1表 区市町村別主要10か国外国人登録人口（平成21年10月1日現在）

国・地域	総 数	中 国	韓 国・ 朝 鮮	フ イ リ ピ ン	米 国	イ ン ド	英 国	タ イ	フ ラ ン ス	ネ パ ー ル	ミ ヤ ン マ ー	そ の 他	前年同月 との比較	
													総 数	増 減 数
総 数	416 636	154 582	116 758	31 921	18 954	9 605	7 111	7 125	5 648	6 228	5 022	53 682	405 060	11 576
区 部	347 336	129 966	98 995	24 364	15 750	8 802	6 307	5 777	5 335	5 368	4 803	41 869	337 254	10 082
千代田区	2 731	916	451	46	268	123	82	36	231	39	19	520	2 777	△ 46
中央区	4 954	1 850	1 082	122	312	314	128	82	119	72	37	836	4 793	161
港区	21 824	3 166	3 716	1 015	4 705	896	1 485	197	928	71	45	5 600	22 300	△ 476
新宿区	34 993	10 946	14 503	935	912	247	431	708	1 161	781	1 246	3 123	33 282	1 711
文京区	7 245	2 644	2 322	199	338	149	98	134	233	119	121	888	7 146	99
台東区	12 287	4 820	4 525	735	202	584	74	222	107	159	62	797	11 564	723
墨田区	9 531	4 160	2 383	1 359	119	79	57	384	48	45	30	867	9 074	457
江東区	19 871	9 373	5 277	1 488	339	897	125	337	112	113	119	1 691	18 819	1 052
品川区	11 975	3 952	2 660	858	653	744	281	167	148	381	223	1 908	11 771	204
目黒区	7 810	1 458	1 585	640	810	203	421	127	216	194	62	2 094	7 916	△ 106
大田区	18 873	7 248	4 131	2 262	658	359	199	403	95	589	107	2 822	17 846	1 027
世田谷区	15 969	3 822	4 351	878	1 519	406	639	214	370	195	83	3 492	15 595	374
渋谷区	10 307	1 871	1 807	346	1 762	170	860	189	559	140	43	2 560	11 329	△ 1 022
中野区	12 190	4 243	4 213	450	401	214	210	223	181	392	267	1 396	11 608	582
杉並区	11 545	3 754	3 559	551	711	121	240	201	180	501	179	1 548	11 350	195
豊島区	18 324	10 333	3 446	424	379	124	180	245	211	432	856	1 694	16 964	1 360
北区	16 113	8 595	3 433	963	203	184	110	155	63	138	675	1 594	15 299	814
荒川区	15 479	5 889	7 452	651	124	72	49	155	38	213	209	627	15 472	7
板橋区	18 188	9 607	4 255	1 484	266	93	155	247	87	150	177	1 667	17 526	662
練馬区	13 863	4 965	4 682	982	488	260	184	244	109	206	34	1 709	13 625	238
足立区	23 398	8 263	8 793	3 610	200	93	80	403	39	137	57	1 723	22 994	404
葛飾区	14 450	6 590	4 315	1 512	143	115	77	250	34	109	78	1 227	13 989	461
江戸川区	25 416	11 501	6 054	2 854	238	2 355	142	454	66	192	74	1 486	24 215	1 201
市 部	68 373	24 485	17 597	7 259	3 136	793	798	1 319	313	858	218	11 597	66 828	1 545
八王子市	9 277	3 582	2 219	1 129	251	116	62	141	34	124	33	1 586	8 904	373
立川市	3 684	1 638	1 006	332	123	52	17	33	5	42	3	433	3 520	164
武蔵野市	2 424	859	601	91	257	37	72	50	33	40	8	376	2 439	△ 15
三鷹市	3 104	926	870	189	313	17	94	72	41	17	15	550	3 249	△ 145
青梅市	1 552	386	261	364	66	19	10	62	1	5	1	377	1 549	3
府中市	4 504	1 586	1 066	463	280	43	71	97	18	27	27	826	4 336	168
昭島市	2 246	856	686	217	58	8	8	22	2	27	4	358	2 176	70
調布市	4 029	1 368	1 241	301	171	70	44	106	30	38	19	641	3 841	188
町田市	5 448	2 151	1 298	514	241	83	81	106	22	33	17	902	5 550	△ 102
小金井市	2 355	1 001	399	116	150	32	51	41	24	97	16	428	2 384	△ 29
小平市	4 239	1 210	1 961	259	92	12	31	52	10	10	9	593	4 063	176
日野市	2 468	1 134	527	235	78	46	25	36	4	43	9	331	2 422	46
東村山市	2 268	800	687	292	53	9	21	27	12	39	14	314	2 052	216
国分寺市	1 730	731	477	112	84	13	26	17	10	28	3	229	1 718	12
国立市	1 457	544	383	74	66	24	21	36	9	54	4	242	1 509	△ 52
福生市	2 462	635	340	441	144	30	12	138	1	85	3	633	2 361	101
狛江市	983	327	247	101	53	13	18	36	12	44	1	131	902	81
東大和市	1 054	274	350	269	28	7	9	30	-	2	1	84	994	60
清瀬市	1 044	418	222	167	33	-	9	22	6	3	5	159	969	75
東久留米市	1 771	521	342	246	244	29	26	47	3	9	3	301	1 747	24
武蔵村山市	1 222	381	186	271	38	4	1	23	3	6	-	309	1 173	49
多摩市	2 307	1 074	576	247	61	27	23	23	13	39	1	223	2 238	69
稲城市	1 123	433	283	153	28	13	12	21	2	1	2	175	1 092	31
羽村市	1 682	274	139	301	68	21	6	14	-	18	3	838	1 799	△ 117
あきる野市	649	152	161	99	44	5	1	13	-	-	-	174	642	7
西東京市	3 291	1 224	1 069	276	112	63	47	54	18	27	17	384	3 199	92
町 村 部	927	131	166	298	68	10	6	29	-	2	1	216	978	△ 51
西多摩郡	699	117	80	228	50	10	4	19	-	2	1	188	760	△ 61
瑞穂町	585	93	61	203	30	10	3	18	-	2	1	164	662	△ 77
日の出町	81	19	15	18	9	-	-	-	-	-	-	20	72	9
檜原村	11	-	3	3	5	-	-	-	-	-	-	-	11	-
奥多摩町	22	5	1	4	6	-	1	1	-	-	-	4	15	7
島 部	228	14	86	70	18	-	2	10	-	-	-	28	218	10
大島支庁	61	9	12	3	5	-	-	7	-	-	-	25	51	10
三宅支庁	38	1	20	16	1	-	-	-	-	-	-	-	36	2
八丈支庁	114	4	49	50	5	-	1	3	-	-	-	2	119	△ 5
小笠原支庁	15	-	5	1	7	-	1	-	-	-	-	1	12	3

注) 国籍は、平成21年1月1日現在で登録人口の多い10か国とした。

人口規模を考慮し、島部町村については、支庁単位の集計とした。各支庁管内の町村は以下のとおり。

大島支庁：大島町、利島村、新島村、神津島村

八丈支庁：八丈町、青ヶ島村

三宅支庁：三宅村、御蔵島村

小笠原支庁：小笠原村

第2表 都内国籍別外国人登録人口(平成21年1月1日現在)

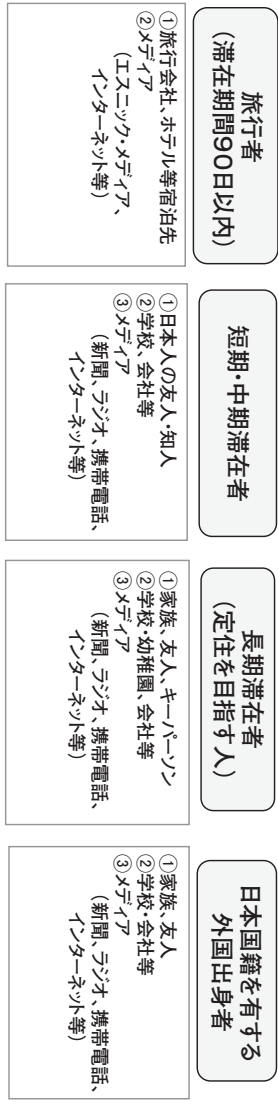
国・地域	人口	国・地域	人口	国・地域	人口
総数	408 284	リトアニア	69	チュニジア	129
アジア	341 174	マルタ	15	ウガンダ	107
アフガニスタン	105	モルドバ	30	南アフリカ	174
アラブ首長国連邦	21	マケドニア	18	エジプト	215
ミャンマー	4 680	オランダ	493	ブルキナファソ	4
バーレーン	3	ノルウェー	124	ザンビア	20
ブータン	12	ポーランド	257	ジンバブエ	20
バングラデシュ	3 476	ポルトガル	138	アンゴラ	2
ブルネイ	6	ルーマニア	603	ギニアビサウ	5
カンボジア	230	ロシア	2 078	北米	24 046
スリランカ	1 294	スペイン	661	バルバドス	44
中国	145 320	スウェーデン	873	バハマ	84
キプロス	12	スイス	494	ベリーズ	4
インド	9 418	トルクメニスタン	4	カナダ	3 676
インドネシア	2 819	タジキスタン	8	コスタリカ	47
イラン	1 303	英国	7 482	キューバ	88
イラク	42	ウクライナ	332	ドミニカ共和国	74
イスラエル	369	ウズベキスタン	252	ドミニカ国	7
ヨルダン	29	アルメニア	20	エルサルバドル	32
韓国・朝鮮	117 567	アゼルバイジャン	7	グアテマラ	24
クウェート	12	グルジア	10	ハイチ	5
ラオス	259	スロベニア	16	ホンジュラス	42
レバノン	52	スロバキア	67	ジャマイカ	42
マレーシア	2 373	ボスニア・ヘルツェゴビナ	11	メキシコ	419
モンゴル	1 020	※セルビア・モンテネグロ	49	ニカラグア	20
オマーン	2	アフリカ	2 987	パナマ	16
モルディブ	9	アルジェリア	29	セント・ヴィンセント	1
ネパール	5 083	ブルンジ	4	セント・クリストファー・ネイビス	1
パキスタン	1 427	ボツワナ	1	トリニダード・トバゴ	11
フィリピン	31 974	カメルーン	76	米国	19 408
カタール	25	中央アフリカ	1	アンティグア・バーブーダ	1
サウジアラビア	177	コンゴ共和国	2	南米	8 185
シリア	55	コンゴ民主共和国	72	アルゼンチン	312
シンガポール	1 232	ベナン	17	ボリビア	136
タイ	6 907	エチオピア	125	ブラジル	4 423
東ティモール	1	エリトリア	4	チリ	152
トルコ	594	ガボン	5	コロンビア	626
ベトナム	3 246	ガーナ	567	エクアドル	36
イエメン	14	ギニア	136	パラグアイ	85
パレスチナ	6	ガンビア	7	ペルー	2 303
ヨーロッパ	26 568	コートジボアール	33	スリナム	3
アルバニア	9	ケニア	108	ウルグアイ	25
オーストリア	277	リベリア	11	ベネズエラ	84
ベルギー	334	リビア	9	オセアニア	5 110
ブルガリア	162	レソト	45	オーストラリア	3 999
ベラルーシ	102	マダガスカル	20	フィジー	68
クロアチア	40	マリ	37	マーシャル諸島	2
チェコ	90	モーリタニア	1	ミクロネシア	1
デンマーク	245	モロッコ	138	ニュージーランド	973
エストニア	40	マラウイ	8	ナウル	1
フィンランド	270	モーリシャス	24	パプア・ニューギニア	10
フランス	5 969	モザンビーク	3	パラオ	5
ドイツ	2 818	ニジェール	1	ソロモン諸島	5
ギリシャ	86	ナイジェリア	624	トンガ	34
ハンガリー	175	ナミビア	1	ツバル	3
アイスランド	32	ルワンダ	4	バヌアツ	1
アイルランド	472	セネガル	85	サモア	8
イタリア	1 202	シエラレオネ	24		
キルギス	44	ソマリア	1		
カザフスタン	53	スーダン	30		
リヒテンシュタイン	5	スワジランド	1		
ルクセンブルク	11	セイシェル	1		
ラトビア	21	タンザニア	46		
		トーゴ	10	無国籍・その他	214

注) 「無国籍・その他」は、旧国名で報告された人数を含む。

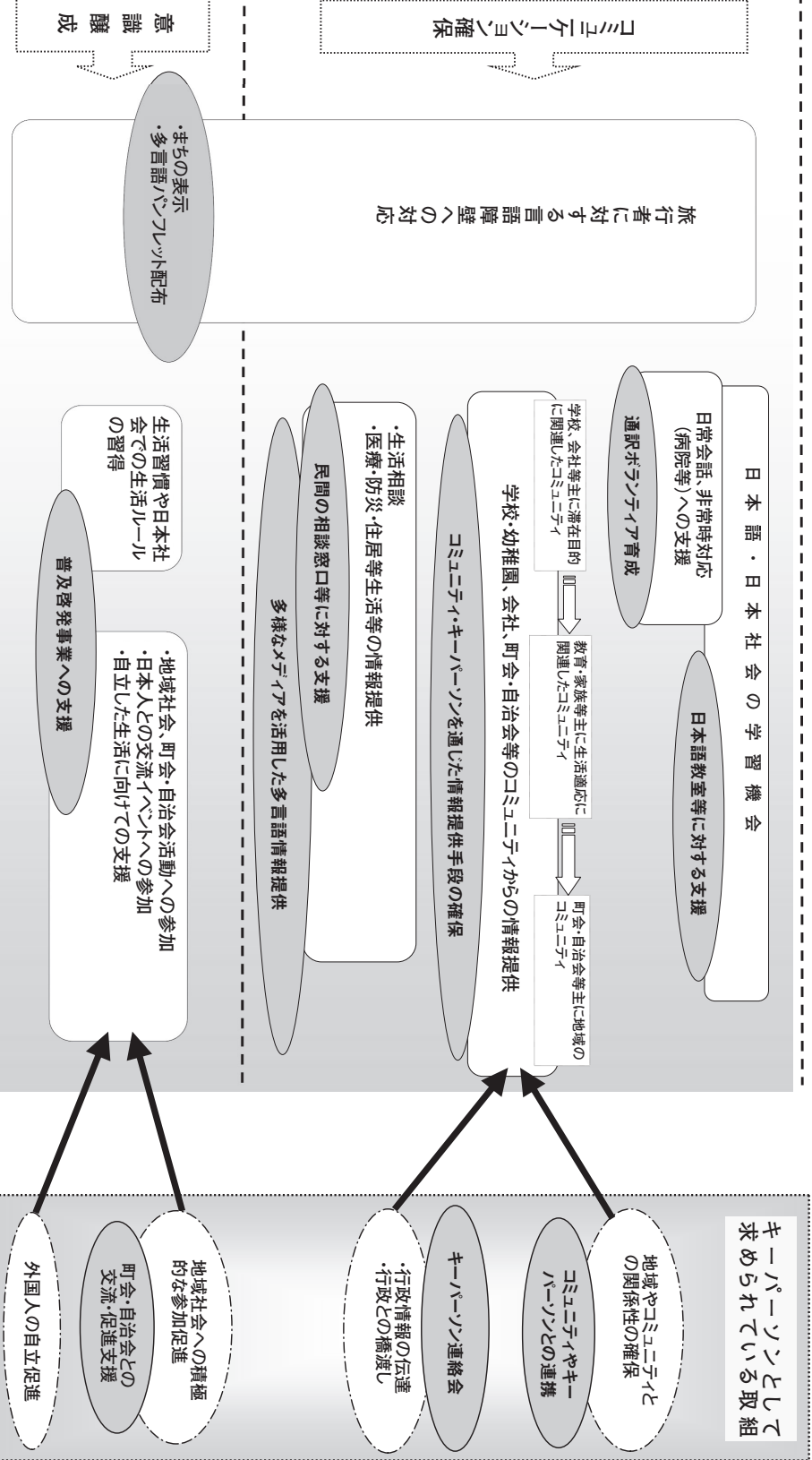
※ セルビアとモンテネグロの合計登録人口

滞在期間に応じた外国人の類型別情報伝達ルート

主な情報入手



日本で長く生活している外国人
 地域に溶け込み、情報を十分得ている。キーパーソンになり、情報提供する人



ちいき みつちやく こうかてき じょうほうていきょう
地域に密着した効果的な情報提供のしくみづくり 答申

登録番号 (21) 88

ちいきこくさい か すいしんけんとう いんかい
地域国際化推進検討委員会

へいせい ねん がつはっこう
平成22年2月発行

へんしゅう はっこう とうきょうとせいかつぶんかすぼーつきょくとみんせいかつおかんりほうじんか
編集・発行 東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課

〒163-8001 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちやうめほんこう
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

でん わ
電 話 03 (5320) 7738

いん ざつ だいてういんさつこうぎやうかおしきがいしゃ
印 刷 大東印刷工業株式会社
とうきょうとすみだくむこうじま
東京都墨田区向島3-35-9
でん わ
電 話 03 (3625) 7481



古紙/パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

